

ID: 3054

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<p>処分の概要</p>	<p>浄化槽の定期検査を受けるべき旨の勧告に係る措置の命令</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>浄化槽法 第12条の2第3項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>昭和58年法律第43号</p>		
<p>【基準】</p> <p>法第12条の2第3項の規定による。 (定期検査についての勧告及び命令等)</p> <p>第12条の2</p> <p>2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第11条第1項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 31 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>年 月 日</p>